

再犯の防止等の推進について

1 再犯の防止等の推進に関する法律の概要（法務省 資料抜粋）

(1) 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

(2) 定義（第2条）

ア 犯罪をした者等

犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者

イ 再犯の防止等

犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

(3) 基本理念（第3条）

ア 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する

イ 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする

ウ 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である

エ 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

(4) 国等の責務（第4条）

ア 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務

イ 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

(5) 連携、情報の提供等（第5条）

ア 国及び地方公共団体の相互の連携

イ 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保

ウ 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供

エ 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

(6) 再犯防止推進計画（第7条）

- ア 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- イ 再犯防止推進計画において定める事項
 - (7) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (8) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (9) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (10) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (11) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- ウ 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- エ 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

(7) 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

(8) 基本的施策

【国の施策】

- 再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等
 - 1 特性に応じた指導及び支援等（第11条）
 - 2 就労の支援（第12条）
 - 3 非行少年等に対する支援（第13条）
- 社会における職業・住居の確保等
 - 4 就業の機会の確保等（第14条）
 - 5 住居の確保等（第15条）
 - 6 更生保護施設に対する援助（第16条）
 - 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第17条）
- 再犯防止推進の人的・物的基盤の整備
 - 8 関係機関における体制の整備等（第18条）
 - 9 再犯防止関係施設の整備（第19条）
- 再犯防止施策推進に関する重要事項
 - 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等（第20条）
 - 11 社会内における適切な指導及び支援（第21条）
 - 12 国民の理解の増進及び表彰（第22条）
 - 13 民間の団体等に対する援助（第23条）

【地方公共団体の施策】（第24条）

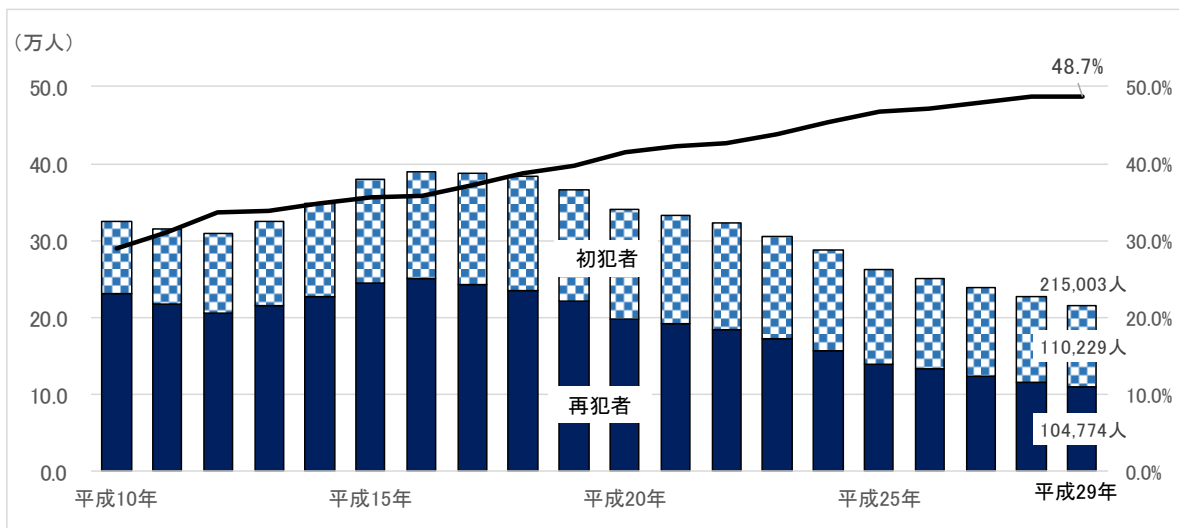
国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

2 現状

(1) 国の現状

国の刑法犯の認知件数は減少しているものの、平成28年の刑法犯により検挙された再犯者の割合は48.7%であり、昭和47年以降最も高い割合になっています。

図表 刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移(国)



年次	平成 10 年	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年
検挙人員	324,263 人	315,355 人	309,649 人	325,292 人	347,558 人	379,602 人	389,027 人
初犯者	230,235 人	217,399 人	205,645 人	215,314 人	226,217 人	244,307 人	250,030 人
再犯者	94,028 人	97,956 人	104,004 人	109,978 人	121,341 人	135,295 人	138,997 人
再犯者率	29.0%	31.1%	33.6%	33.8%	34.9%	35.6%	35.7%

年次	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
検挙人員	386,955 人	384,250 人	365,577 人	339,752 人	332,888 人	322,620 人	305,631 人
初犯者	243,410 人	235,086 人	220,525 人	198,813 人	192,457 人	185,006 人	171,907 人
再犯者	143,545 人	149,164 人	145,052 人	140,939 人	140,431 人	137,614 人	133,724 人
再犯者率	37.1%	38.8%	39.7%	41.5%	42.2%	42.7%	43.8%

年次	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
検挙人員	287,021 人	262,486 人	251,115 人	239,355 人	226,376 人	215,003 人
初犯者	156,944 人	139,848 人	132,734 人	124,411 人	116,070 人	110,229 人
再犯者	130,077 人	122,638 人	118,381 人	114,944 人	110,306 人	104,774 人
再犯者率	45.3%	46.7%	47.1%	48.0%	48.7%	48.7%

注1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

出典：平成30年版犯罪白書

(2) 再犯率

府中市（府中警察署管轄区域）の平成30年の刑法犯の再犯率は51.5%で、東京都（警視庁）及び全国を若干上回っています。

図表 平成30年の初犯者・再犯者別 検挙人員
【府中警察署】

	総数	初犯者	再犯者	再犯率
刑法犯総数	262人	127人	135人	51.5%
うち凶悪犯	10人	2人	8人	80.0%
うち粗暴犯	64人	34人	30人	46.9%
うち窃盗犯	113人	51人	62人	54.9%
うち知能犯	18人	9人	9人	50.0%
うち風俗犯	8人	4人	4人	50.0%
覚せい剤取締法	8人	1人	7人	87.5%
麻薬等取締法	1人	1人	0人	0.0%
大麻取締法	5人	2人	3人	60.0%

【警視庁】

	総数	初犯者	再犯者	再犯率
刑法犯総数	25,389人	12,816人	12,573人	49.5%
うち凶悪犯	658人	308人	350人	53.2%
うち粗暴犯	6,690人	3,482人	3,208人	48.0%
うち窃盗犯	10,353人	4,670人	5,683人	54.9%
うち知能犯	1,854人	810人	1,044人	56.3%
うち風俗犯	826人	480人	346人	41.9%
覚せい剤取締法	1,408人	297人	1,111人	78.9%
麻薬等取締法	140人	91人	49人	35.0%
大麻取締法	651人	304人	347人	53.3%

【全国】

	総数	初犯者	再犯者	再犯率
刑法犯総数	182,124人	90,101人	92,023人	50.5%
うち凶悪犯	3,705人	1,624人	2,081人	56.2%
うち粗暴犯	48,101人	25,818人	22,283人	46.3%
うち窃盗犯	88,995人	40,686人	48,309人	54.3%
うち知能犯	11,061人	4,840人	6,221人	56.2%
うち風俗犯	5,082人	2,896人	2,186人	43.0%
覚せい剤取締法	9,557人	1,486人	8,071人	84.5%
麻薬等取締法	377人	229人	148人	39.3%
大麻取締法	3,066人	1,219人	1,847人	60.2%

注1 20歳以上の検挙者数で、少年の検挙者は含まない。

注2 全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯及び覚せい剤取締法違反、麻薬等取締法違反、大麻取締法違反による検挙者であり、その他の法令違反の検挙者は含まない。

注3 一般の刑法犯には、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯又は風俗犯に当てはまらないものがあるため、内訳の計と合わないことがある。

（法務省矯正局提供資料より作成）

(3) 犯行時の職業

府中市（府中警察署管轄区域）の平成30年の刑法犯の職業のうち、無職者の割合は46.2%となっています

図表 平成30年の犯行時の職業別 検挙人員

	総数	有職者	無職(学生・生徒等)	無職者	無職者の割合
刑法犯総数	262人	118人	23人	121人	46.2%
うち凶悪犯	10人	2人	0人	8人	80.0%
うち粗暴犯	64人	44人	4人	16人	25.0%
うち窃盗犯	113人	32人	8人	73人	64.6%
うち知能犯	18人	8人	0人	10人	55.6%
うち風俗犯	8人	7人	0人	1人	12.5%
覚せい剤取締法	8人	4人	0人	4人	50.0%
麻薬等取締法	1人	1人	0人	0人	0.0%
大麻取締法	5人	1人	3人	1人	20.0%

注1 20歳以上の検挙者数で、少年の検挙者は含まない。

注2 全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯及び覚せい剤取締法違反、麻薬等取締法違反、大麻取締法違反による検挙者であり、その他の法令違反の検挙者は含まない。

注3 一般の刑法犯には、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯又は風俗犯に当てはまらないものがあるため、内訳の計と合わないことがある。

(法務省矯正局提供資料より作成)

3 再犯防止に関する周知の状況について

(府中市福祉計画(地域福祉計画・福祉のまちづくり推進)調査報告書より)

問25 (福祉に関する用語の認知度) あなたは、次のことをご存じですか。(1)～(6)のそれぞれの項目について、あてはまるものに1つずつ○をつけてください。

福祉に関する用語の認知度のうち、再犯防止推進法についての回答は、「内容まで知っている」は、6.5%、「言葉を聞いたことがある」は、40.6%、「知らない」は、48.8%、「無回答」は、4.1%です。

(N=1,380)	内容まで知っている	言葉を聞いたことがある	知らない	無回答
(1) 発達障害・学習障害	52.0%	38.6%	6.6%	2.8%
(2) ヘルプマーク	31.3%	30.0%	35.4%	3.3%
(3) 若年性認知症	47.0%	41.7%	8.6%	2.8%
(4) 障害者差別解消法	10.6%	31.2%	54.2%	4.0%
(5) 再犯防止推進法	6.5%	40.6%	48.8%	4.1%
(6) 成年後見制度	33.3%	41.7%	21.7%	3.3%

4 再犯の防止等の推進

国は、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）を平成28年12月に施行しました。

同法の第8条第1項では、「市町村は、（国の）再犯防止推進計画を勘案して、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。」と規定されています。

また、地域福祉計画に盛り込むべき事項である、「高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項」の一つの例として「保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方」が次のとおり挙げられています。

「再犯防止推進法の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これらの地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項」

市民が安全で安心して暮らせる社会づくりの実現のためには、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした者等が抱える課題等を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが不可欠です。

市においても、府中地区保護司会、更生保護女性会などと協力し、社会を明るくする運動をはじめとする再犯防止や更生保護に関する啓発活動や関係団体の活動支援に取り組んできました。

更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪をした者等のなかには、高齢者や障害等のある者、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない者など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を必要とする者がおり、それらの者に対し、適切な支援等を円滑に受けられる配慮が求められています。

そこで、再犯防止推進法の趣旨やソーシャルインクルージョンの考え方も踏まえ、犯罪をした者等が地域社会の一員として円滑に社会復帰することができるよう、国、東京都、民間支援機関等と連携し、必要な取組を推進することで、市民が安全で安心して暮らせる地域づくりを行うため、次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に、再犯防止推進法第8条に規定する「再犯防止推進計画」の内容を盛り込むものです。